





	AQ	AR	AS	AT
1				
2				
3				
4				
5	Q2-9	Q2-10	Q2-11	Q2-11理由
6	調査結果の質に改善が見られない場合には指定調査機関の認定取消などペナルティを与える		A	研修だけでは個人任せになってしまうため、人数規定を設けて組織的担保を図るべきである。
7	特許庁審査官による調査結果のフィードバックを実施する。		A	
8	サ-レポート制を導入し、サ-レポートに調査会社名を公表する。調査結果の質に改善が見られない場合には指定調査機関の認定取消などペナルティを与える		C	特にありません
9	審査結果のフィードバックにより、成績悪い社は除くなどして、質の向上を図る。この場合、IPCCもその対象とすることで、IPCCの質の向上が期待される。		B	審査官が調査結果、審査結果について全責任を持つ方が信頼性が向上する。調査資格者を設けると、審査結果についての責任体制があいまいにならないか心配です。
10	公平性の観点から民間調査会社に委託すべきではない		A	公費のほうが好ましいが、いずれにしても、レベル維持のために資格は必要である。
11	まずは、民間調査機関として認定制度を設けるのが良いと思います。どのような体制でどのようなツールを使い、どのような資格を持つ人が調査に当るのかということや、一定の試験を実施し、その試験にパスした者あるいは機関が認定を受けるというのが良いと思います。また、定期的に質についてのテストを行ったり、審査のフィードバックを行うことや、重要な先行技術の抽出漏れが頻繁に起こるようであれば認定を取り消すなどの対応が必要だと思います。		C	どちらとも言えませんが、調査機関として認定するための一定の審査は必要だと思います。
12		サ-チ案件が調査会社の得意とする分野であれば質は向上するが、出願人によって調査の質が変わる可能性があると考えます。	B	調査者資格制度は特に必要ないと考えます。審査官増員を含む体制強化及びIPCCの強化が必要と考えます。
13	民間調査会社が受託するサ-チ案件は、その調査会社の得意とする分野に制限する。サ-レポート制にして、レポートに調査会社名を公表する。調査者資格制度を導入し、調査会社において調査に従事するのは、調査資格のあるものに限定する。調査会社は、付き合いのある企業の案件は受託しないシステムとする。		A	調査の質の担保のためには、一定レベル以上の調査技能を有する者に調査させるべきである。そのためには、資格制度の導入は好ましい。有資格者に対する倫理規定も盛り込むことにより、公平性の担保を図ることもできる。
14	拒絶理由通知や公報に調査会社名、担当者名を公表する。調査会社間で競争して質のアップを図るためにも、質の悪い調査会社に対しては、指定調査機関からはずす。抜き取り調査(調査会社が以前に調査した案件から任意の案件を抜き取り、再度審査官や他の調査会社等が調査)のような審査制度を設ける。		B	資格制度は新たな規制につながるから、ただし、調査者たりにするために十分な教育制度は必要である。
15	上記の公平性と同等です。		A	先にコメントしました「一定の条件」のために、必要と考えます。
16	上記仕組みのうち ・民間調査会社が受託するサ-チ案件は、その調査会社の得意とする分野に制限する ・サ-レポート制を導入し、レポートに調査会社名を公表する ・特許庁審査官による調査結果のフィードバックを実施する ・調査結果の質に改善が見られない場合には指定調査機関の認定取消などペナルティを与える は有効だと思います。 その他、しいてあげるとすれば、対象件数のうち一部の案件について複数の調査会社(特許庁含む)するようにして、質の確認を行う方法もあると思います。		C	あくまで調査結果の質の担保の一環という位置付けで、あくまで質のベースアップを図るというスタンスであれば良いと思います。 一方、資格者の数だけで、質の確保を推定するのは危険だと思います。 (調査対象となる技術が日-進歩していく特許の調査のような場合には、最終的な成果の質は資格では担保しきれないと思います。 このあたりは、調査会社の組織的な努力等に依存するところが大きいと思います。)
17	質については、研修制度、審査官からの実務指導やフィードバックで、高めていくのがよい。特許庁審査官であっても人によって調査スキルにばらつきがあるので、ペナルティではやりすぎと思う。質が高いことに越したことはないが、あまりこだわりすぎると切りがない。		B	あっても良いが、指定基準とするのは却って制限になりすぎる。また資格の上にあぐらをかく(可能性もありえる。むしろ実務研修等を充実させたり、複数の民間調査会社で競争することで質やコストパフォーマンスを向上させるべき。
18	特許庁審査官による調査結果のフィードバックを実施する。調査結果の質に改善が見られない場合には指定調査機関の認定取消などペナルティを与える		C	資格制度よりも、実質的な質の検証、フィードバックが重要と考える。
19	1. サ-レポート制とし、会社名、個人名をいれる。2. 戦略サ-チファイルとし審査官とのル-プのもと技術の蓄積を図る。3. 調査の質、的確の人員、サ-チツールは標準化する。		A	サ-チレベルの確保のために教育が必要であり、教育結果の確認のためにテストが必要である。これが資格となる。また、管理者レベルの資格もあるべきだ。この資格は、一般企業にも広がると思われる。又、停年後の仕事としてもよい。一般企業にも広がることで、調査レベルが上がり、ひいては、無駄な出願がなくなり、将来、IDSを日本(世界)特許として出願者に要求できるようになる。
20	Fタムを用いた調査を行なうのであれば、異なる調査会社であってもその調査の質が大きく異なることは考え難い。もしあまりにも質の悪い会社があったならば、異議申立等で調査の質の悪さがわかると思われるので、その調査会社の認定取消を行えばよい。		C	資格制度があると、ある程度の調査の技術レベルがキ-プできると思われる。一方、資格があるからといって調査が上手いこともなく、また、その資格取得等をめくり、利権が絡む可能性がある。
21	調査結果のフィードバック及び質の改善が見られない場合のペナルティ。		C	
22	民間調査会社が受託するサ-チ案件は、その調査会社の得意とする分野に制限する		A	審査官レベルの調査能力が必要
23	競争原理を働かせることが必要であろう。	サ-チャの調査スキルレベルの均一は不可能であるから、	B	現状、ベテランの審査官でも、人が違えば引き出してくる拒絶引例にレベル差があるのが実情である。言い換えれば、審査官に当りはずれがある。これは審査官の技術レベルの違いや、IPCCの担当者の技術レベルの違いにより、引例の見方に差が生じていることによるものである。従って、調査に入るといふ要人の要素が絡む以上、均質は不可能と思う。これを解決するのは、このアンケートの趣旨に反しますが、調査する人を限定、固定するしか方法がないのでは、これ以上バラツキを拡大させるべきでない。
24	調査機関としての認定条件をきびしく、かつ、詳細に設定し、監視も十分に行なう		C	インセンティブの確保、質の確保の観点から導入することも一案であろう。しかし、必ずしも必要とは思えない。
25	民間調査会社が受託するサ-チ案件は、その調査会社の得意とする分野に制限する。		C	実際に調査する人間については調査機関に任せるともよいと思われる。これはその調査機関が認定されていることが調査の人間を含めて判断されている場合、ただ、認定機関だからといってだれでも調査できるとなると心配もある。調査の人間までを調査機関に管理させるか否かの問題。
26	特許庁審査官による調査結果のフィードバックを実施する。調査結果の質に改善が見られない場合には指定調査機関の認定取消などペナルティを与える。調査者登録制度を		C	機密性を確保する上で、何らかの制限が必要である。しかし、資格制度などで縛ると調査者が制限されるので好ましくない。但し資格制度の内容によっては有効かもしれません。
27	民間調査会社が得意とする分野に応じて受託を制限することや、調査者資格制度の創設により可能かと考えます。	1社で全ての技術分野をカバーできる人材が揃うと思われないため、知識の乏しい技術分野も調査してしまうことが予想される。また、調査手法も会社ごとに統一されるか疑問である。	B	そのような資格がなくとも、現在特に問題は生じておらず、また、仮に創設しても、資格取得の適否をどのようにすべきかがはっきりしない。
28	民間調査会社が得意とする分野に応じて受託を制限することや、調査者資格制度の創設により可能かと考えます。		A	
29	#####		A	指定調査機関の指定基準や、サ-チャのインセンティブを与えるうえで必要のように思われる。但し、形骸化の可能性も否定できないようにも思われ、研修制度などその点の対策も必要であるように思われる。
30	調査結果の質に改善が見られない場合には指定調査機関の認定取消などペナルティを与える		C	1. IPCCの調査方法と同じ方法が採用できるか不明 2. 人材育成、結果評価、指導体制が十分なされるか疑問
31	1. その調査会社の得意とする分野に制限する 2. 民間調査会社の自主性に任せ、必要であれば、その技術分野は充実さすはすである。		B	官僚の許認可を増やすだけのよう気がするから
32				

	AQ	AR	AS	AT
	・特許庁審査官による調査結果のフィードバックを実施する。 ・調査結果の質に問題がある場合、または質の改善がみられない場合には、指定機関としての認定を取り消す。		B	調査内容に対する一定の質のレベルは担保すべきなので、少なくとも研修会等を通じた個々のレベルアップは必要であるが、資格制度の導入までは必要ないと考える(調査担当者のインセンティブ強化にはつながると思うが...)
33				
34		調査人のレベルが不明、また企業からの出向者としても得意不得意分野があるし最新技術についてどの程度知識があるかわからない	A	調査人のレベルを一定にするため
35		調査会社の調査者の質が保証されていないので、調査結果の質は担保されない。	A	調査結果の一定の質を担保するため、
36	特許庁のサ-チノウハウを取得する交流制度を設ける。		A	一定以上の質を確保することは必要であり、その一つの方法として調査者資格制度もあり得る。
37			A	調査実務者としての責任感を持たせるためには、資格制度及び調査結果への担当者名表記を必須とすることが必要。
38	サ-チレポート制を導入し、サ-チレポートに調査会社名を公表する。調査結果の質に改善が見られない場合には指定調査機関の認定取消などペナルティを与える。調査者資格制度を創設し、調査者自身にインセンティブを与える。		A	特定の者に限定して調査させるべきである。
39	調査会社の報告の質のチェックをきちんとすればよい。1つ目は統計的に真贋や無効審判の提起比率、その中での引用文献で容易にFタム等で引き出せるものが漏れていた比率を見る。2つ目は調査報告を公開して、それに対して不足があると思う会社は情報提供をできることとし、その比率と内容をチェックする。いずれにしても、容易に見出すことができる先行例が漏れていた場合、その漏れ率が高い調査会社を調査委託先から外すという対応で可能と思われる。		A	そもそも調査は個人でやるものですので、資格によって個人に対し公的に認知することでインセンティブを与え、質と公平性の確保ができると思います。
40			B	どの案件をどの調査員が調査したかが分かれば、結果のフィードバックで充分と思われる。質が悪ければ、調査会社が委託先から外されるという圧力のみで充分と思われる。既存の資格制度を利用するのであればただしも、資格制度を新たに設けるというのは規制緩和、そのための新たな法人の創設等の面から見ても好ましくない。
41	例えばサ-チ資格者を特許庁長官の認可制とし、サ-チ案件毎にその結果と、サ-チ名、サ-チ機関等を公開する。審査官による調査結果、第三者による情報提供、異議申立、無効審判等の情報をサ-チ等にフィードバックする(必要に応じて認可取消等のペナルティを課す)。		A	一定の調査技能、資質を有する者を確保する上で必要。
42			A	資格制度、研修制度とも質を担保する為に必要、なお、調査は結局個人が行うものであるから、人数規定は不要と考える。
43	「サ-チレポートに調査会社名を公表する」 「特許庁審査官による調査結果のフィードバックを実施する」 「調査者資格制度を創設」		A	何らかの基準は必要になると思います。闇雲に参加されたら混乱が生じることは容易に考えられます。審査官の助けにならないような調査結果しかアウトプットできないような「指定業者」が混在しないよう、適切な基準が必要であると思います。
44	サ-チレポートにX、Y等の評価を書かせるのには反対、調査会社名を明記させるようにする。特許庁審査官によるフィードバックも必要と思う。		A	制度は必要。
45	上記された例示は、すべて必要。加えて、抜き取り品質チェックを実施するというのはどうでしょう。		A	調査手法の理解と技術内容の理解の両面を要求する資格制度が望ましい。
46	分野による、サ-チ会社割り振りを間違わなければ可能		A	一定の資質を担保する為。
47		民間調査会社でも、能力的には調査の質は問題とならないが、公平な調査が担保されない結果、結局調査の質も一定に維持されなくなると考える。	C	指定調査機関と特許出願会社との間に資本関係・経済関係・グループ関係・競業関係などの何らかな利害関係をもち得ることは否めず、恣意的な調査が行われた場合にはそれを立証することが容易でないところに根深い問題が生じると考える。
48	会社名を公表することは、質の担保に有効と考える。ただし、民間を公表するならPCCも公表すべき。		A	資格制度が質の担保に寄与することは否定できない。設けた方が良いと思う。PCCへの出向者が出向時点で有資格者レベルであるかと言えば「？」だと思う。資格をそのレベルにするのか？...資格のレベルをどこに設定するのが問題だと考える。
49	調査結果の質は調査会社ではなく特許庁が保証する必要がある。質が悪ければ当然に異議案件が増えるだけであり、異議割合で委託を切れれば良い。民間より特許庁のほうが調査能力があると考えている点こそ問題である。		B	資格と調査能力はパラレルではない。
50	審査官による評価で、質の担保は可能であると考える。この評価にあつては、審査官の団体で、評価委員会を設けることが必要かと考える。		B	審査の最終的決断は、あくまで審査官であり、指定調査機関は、その補助者に過ぎない。補助者として力のない機関を淘汰すればよいので、制度は必要ないと考える。講習は、各機関内で行えばよい。
51	・調査結果と異議/無効で新たに考慮すべき引例が提出されたかどうかの公表を行う。 ・資格制度の導入。 ・調査者資格制度を創設し、調査者自身にインセンティブを与える。		A	
52			A	
53	調査の手法についてマニュアル化し、ある程度の技術知識を持ったものであれば調査可能にしておく。		B	現在の特許庁の調査において調査資格制度はないと記憶しています。特許庁で行っているのと同様に調査会社で行えばよいと考えます。
54			A	各機関の調査の質の差が大きくて困っているのに、国内の案件毎のばらつきがこれ以上大きくなるのは大きな問題である。
55	サ-チレポート制を導入し、サ-チレポートに調査会社名を公表する。その上で、調査結果に質の改善等が見られない場合には、指定調査期間の認定取消等のペナルティを与える。競争原理を働かせる。即ち、審査官がこの調査機関はダメだと思ふところは次第に淘汰されていく。よって、指定調査機関をあまり限定せずに広く門戸を開放することにより優秀な調査機関が生き残ろうと思う。		B	技術分野により、調査の内容が大きく異なると考えられるため。
56	公平性とは異なり、審査の質については一定の教育にて可能と考える。		C	制度が形骸化するおそれがあり、十分機能するかどうか疑問である。しかし、調査者に全く制約がないと最低レベルの質が確保できないおそれもあり、なんとも言えない。
57	サ-チレポート制を導入し、サ-チレポートに調査会社名を公表する。		C	創設における問題点が不明なため、どちらとも言えない。
58			A	調査結果の質の担保、調査者自身の意識向上のためにも必要と考える。
59		同じ調査会社でも例えば新人とベテランなど、個人差により当然質が変わるが、これを正確にチェックするのは実質的には不可能であると思われるため。	A	資格化は質を維持するための一つの有効な手段であるが、そのために人件費が高騰するのは問題ではないかと思われる。
60	独立したチェック機関を設置する。		A	調査の質は一定であることが好ましいと考えられるため。例えば、PCCの調査員と同レベルに、質を担保できる調査者に限定できるような資格制度があった方が良いと思います。
61	調査経過を包装に残し、サンプル抽出等で定期的に調査手法の妥当性をチェックしてはどうか。		C	先行技術調査に高度の専門性が必要とされるのは事実であるが、資格制度の内容が不明である以上、その創設による調査の質への影響も不明である。
62	包装内で公示性のあるサ-チレポート制、調査会社の公表、得意分野ごとのサ-チ-資格制度、審査官、審判官から品質評価、フィードバック機構が必要。		A	当業界の技術者からの採用を主とし、知識に対する経験年数、また、外国文献公知の点から語学力、全般的な研修制度が必要。
63	・特許庁審査官による調査結果のフィードバックを実施する。 ・調査結果の質に改善が見られない場合には指定調査機関の認定取消し等ペナルティを与える。		C	調査実務者に調査実務に必要なレベルの研修を受けさせる。研修終了後、実務において特許庁審査官のフィードバックを受ける。その後、調査結果の質に問題がある場合は、特許庁から改善要求が出される。その改善要求に対して改善が認められない時は、認定から除外することで良いのではないかと考える。要は、資格があっても一定のレベルの調査ができなければ意味がないからである。
64	サ-チレポート制を導入し、サ-チレポートに調査会社名を公表する。特許庁審査官による調査結果のフィードバックを実施する。		A	
65	サ-チレポート制を導入し、サ-チレポートに調査会社名を公表する。サ-チ会社は信用が一番なので、下手なレポートばかり出しては信用を失うため、信用を失うようなことはしないと考えます。		A	どのような資格制度とするのが良いのかは分からないが、一定のスキルと科学知識を備えた人でないと、適切な調査はできないとおもう。